



発行所 大阪府農業会議 大阪府中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階 電話 直通 06(6941)2701~2 http://www.agri-osaka.or.jp 発行人 中谷 清

農委法5年後見直しの動き

規制改革会議「活動低調」

農委組織、データで反論へ

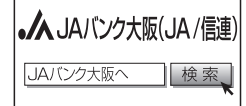
改正農業委員会法施行後5年が経過しようとする中、規制改革推進会議から「農地利用の最適化」の取り組みが低調だとする厳しい指摘が相次いでいる。一般企業の農地取得をめぐる国家戦略特別区域の議論とともに今後の動きに注視が必要だ。

改正法附則には農地利用最適化の推進状況、改正法規定の実施状況を勘案し検討・見直しを行うことが明記。昨年7月に閣議決定された規制改革実施計画においても、農業委員会を含む「農協改革の着実な実施」などの重点事項について、改正法施行後5年にあたる令和3年4月を目途に検討を行い、必要に応じて措置を講じることとされている。

昨年11月30日開催の規制改革推進会議農林水産ワーキンググループの会合では、農委の活動状況をテーマに議論が行われた。委員からは、「農委の活動が目に見えない」「農地利用の最適化にどれだけ実績を上げているのか、具体的なデータを示してアピール」しなければならぬとする意見が相次いだ。

令和3年8月までの期限となつている国家戦略特区についても、一般企業の農地取得などの措置を全国展開すべきだとする主張が繰り返された。

年金の
お受け取りは
JAで



調査で活動状況を積み上げ

農林水産省と全国農業会議所ではこうした動きに対し、農委による農地利用の最適化の活動状況について詳細な調査を実施し、活動状況のデータを積み上げて反論していく。

全国農業会議所では昨年11月に農委法改正5年後調査を実施。法改正に伴う課題や最適化の活動状況をとりまとめ、農委組織の意見として今後の協議の基礎資料とする。

規制改革ヒアリング踏まえ 全国会議所、農委に調査を実施

全国農業会議所は、規制改革推進会議でのヒアリングを踏まえ、農業委員会法改正5年後調査を実施。法改正後の農業委員会における取り組みの成果、課題、改善の要望などを集約している。

府内の農委の現場活動については、特に取り組み推進が求め

(詳細は2面)。(沼田)

主な記事

- ◎約6割が意向調査実施 農業委員会改正5年後調査 2面
- ◎農地法研修会講演要旨 宮崎直己氏が解説 3面
- ◎農地利用状況調査 4~5面

風速計

昨年11月30日、政府の規制改革推進会議の農林水産ワーキンググループは、改正農委法5年後見直しについて、「農地利用最適化推進への貢献具合をデータで示すべき」とした。相前後して、経済財政諮問会議では農地制度に言及。国家戦略特区諮問会議で民間議員は、養父市における一般企業の農地取得の全国展開を提言。政府は1月15日の同諮問会議で「養父市の特例を2年間延長する方針」を決め、今通常国会で同特区法改正案を提出する予定だ

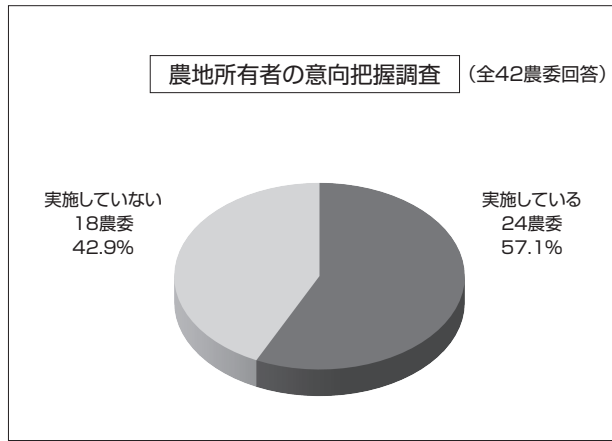
◆諮問会議メンバーの竹中平蔵氏は、原英史氏との共著「日本の宿題(令和時代に解決すべき17のテーマ)」で「令和の農地改革として農地法を改正し、企業の農地所有を認める」「現状維持の仕組みになつている農委のあり方を抜本的に改め農地のより自由な活用を可能にする」と主張している◆そもそも財政出動なしに規制緩和だけで様々な課題を解決しようとする考え方には限度があるのではない

(鈴木)

府内約6割が意向調査実施

農業委員会改正5年後調査

調査では、委員の選任方法が公選制から選任制に変わったことについては、「選挙人名簿が廃止された(45・2%)」、「意欲ある者が選任(31・0%)」、



「幅広い人材の登用(28・6%)」など一定の成果が認められる一方で、課題として「選任に当たり地域や団体への推薦手続きなどに時間と労力を要している」と回答したのは59・5%と過半に上る。

運用改善要望に「選任手順の要件を緩和してほしい(31・0%)」「選任の基準を明確にしてほしい(23・8%)」が多く集まるなど、事務面の煩雑さが目立つ結果となった。法改正で新たに設置された推進委員については、評価できることが「現場活動が強化された(23・8%)」や「地区担当制が可能に(14・3%)」などいずれも低調。

中心経営体8人に7割超の集積

太子町で実質化プラン公表

昨年12月、太子町の春日妙見寺・中山地区において実質化された人・農地プランの公表が行われた。

同町では農業委員会(金谷和美会長)と連携し、人・農地プ

ランの実質化の要件にあたる地区農家の利用意向調査及び3度の話し合いを実施(昨年10月号掲載)してきた。

こうした中で地区の農地利用について合意形成を図り、認

課題としては、「活動エリアが広い(42・9%)」が特に高く、100軒に1人という定数基準について中山間地域や都市的地域では広域的な活動が困難であることの現れと考えられる。

農空間、農地中間管理事業の推進

府、公社が農委で制度説明

昨年11月から大阪府農と緑の総合事務所と大阪府みどり公社は、農業会議と連携し、府内農業委員会委員を対象に各地で制度説明を行っている。

この意向把握や地域での話し合い活動への参画などを通じて地域の合意形成を図り、担い手への農地集積等をめざすこととなっている。

農地利用の最適化については、農地の集積・集約化に関して、改正農地中間管理事業法に明記された「農地所有者の意向把握調査」が57・1%と取り組みが広がっている一方、「集落座談会への委員参加」、「農委による集落座談会の開催」はいずれも16・7%に留まり、今後の取り組み拡大が期待される。一方、進める上での課題は、「担い手が不足している(不在を含む)(76・2%)」が特に多く、最適化関連の「遊休農地対策」においても担い手不足は66・7%。

「遊休農地を解消しても耕作者がいない(35・7%)」などの項目からも大きな課題となっている。

良区などの関係機関・団体との連携や、大阪府の農空間づくりプラン、農地中間管理事業などの諸制度の活用が重要。昨年の改選で約4割の委員が入れ替わった農業委員会においても改めて制度内容を熟知し、取り組むことが求められる。

定農業者1人と認定新規就農者(予定含む)7人の計8人を中心の経営体として位置づけた貸付意向のあった約3・7軒の農地のうち、7割超にあたる約2・7軒が集積される見込みとなっている。

方針としては、中心的経営体が地区の農地利用を担うだけでなく、入作を希望する担い手の受け入れ促進も行い、将来は、農地中間管理事業の活用も図る。

この他、前述の方針の実現に必要な取り組みとして、基盤整備や、鳥獣被害対策、新規・特産作物の導入、農業体験等によるボランティアなども明記されている。

(沼田)

(沼田)



5年後調査、システム等報告

農委職員担当者会議

農業会議は12月14日、農業委員会議員担当者会議を大阪市・プリムローズ大阪で開いた。会議では、全国農業会議所が実施した「農業委員会法改正5

年後調査」について報告した。続いて、農地情報公開システムについて報告。農林水産省が令和4年度より導入予定の「デジタル地図」や地図更新の予算措置等について情報提供した。また、特定生産緑地の指定促進については、特定生産緑地の指定申請は、府内の大部分の生産緑地が指定後30年を迎える令和4年中に行う必要があり、啓発リーフレット等を活用し、組織として促進する旨を説明。

その後、全国農業会議所が今年度中止となった全国農業委員会代表者集会の代替で行っているオンラインセミナー「農地利用最適化研修会」の上映とともに、各農委での上映による研修実施を求めた。

(沼田)

講演要旨

行手法や解約手続等の疑問点

弁護士・宮崎直己氏が解説

農業会議は12月14日、プリムローズ大阪で農地法研修会を実施。弁護士宮崎直己氏が「農地関連法制度解説」と題して講演した。以下はその要旨。

形式的要件を満たさない申請
行政手続法に基づく対応は

現在の法律上、行政庁が「受理」するという法律概念は存在しないため、形式的要件に合致しない申請は、「補正を求めるか」「拒否（不許可）処分」のいずれかになる。



行政指導はあくまで任意的な手段であり、申請者の任意の

協力を得て行い、申請者が指導を拒否した場合、これを継続すると違法となり、違法な行政指導は、国家賠償法1条の定める「違法な公権力の行使」に当たり、地方公共団体に損害賠償責任が発生する。

形式的要件に不備があった場合でも、法令の要求するものであった場合は不許可処分を行っても法的問題が起きる可能性は低い。しかし農業委員会の指導基準（内規）に書かれているにすぎない場合は、国民、裁判所がそれを順守する義務がないため、申請者の取り消し訴訟について農委が負ける可能性は否定できない。

農地法18条合意解約の問題点

農地の賃貸借の合意解約につ

いて、例えば、賃借人に相続が発生し、相続人が3人いる場合、賃借権は相続と同時に3人の準共有状態に置かれる。

こうした状況で3人の相続人のうち1人だけが合意解約に同意しない場合はどうか。賃貸借の解除は一般的に管理行為とする判例がある。農地の場合に同様に扱えるかは必ずしも明らかではない。

民法の「管理行為」とした場合、過半の同意により行うことが可能となるが、ここでのポイントとは農地の賃貸借契約の締結および解除・解約が共有物の変更（民法251条）に当たるか、共有物の管理（同252条本文）に当たるかである。

農地法の適用のある農地の賃貸借の締結については、民法の一般原則以上に賃借人の権利が保護され、「変更行為」に近いと解する民法学説が多い。こうした場合は、解約についても共

有者全員の同意を必要と解する根拠は十分にあると思われる。

転用届出後に事業未実施届出受理を撤回できるか

農地法施行規則27条は記載すべき事項を法定しており、届出者は、「転用の時期等」について記載する必要がある。これには法的拘束力が及び、これを順守する義務がある。

一方、転用届出に対して農委が受理又は不受理通知を出すことについては、処分であるとして解される。処分後に届出者が自ら届出内容を順守する意思を失った場合、農委はこの受理処分を撤回することが可能。なお、撤回権行使の自由の原則は認められておらず、現実にはやむを得ない場合に限られ、また撤回処分は「不利益処分」に当たらないので、事前に意見陳述のための手続き（行手13条1項1号イ。聴聞）が必要である。

(沼田)

月間農政ファイル

12・21～1・20

12・21 政府は、令和3年度予算案を閣議決定。

農林水産関係は2兆3050億円（対前年度比0・3%減）。農業農村整備関連事業、農業人材強化総合支援事業等、例年盛り込む予算の確保を軸とし、米の需給均衡策や農林水産物・食品の輸出拡大対策などは2年度第3次補正予算との両方で確保するとした。

12・25 政府は、第5次男女共同参画基本計画を閣議決定。指導的地位に占める女性割合目標は「2020年度までに少なくとも30%」を達成できず「可能な限り早期に30%程度」と修正。

農業委員に占める女性割合も、20%を早期達成目標に、2025年度までに30%を目指す。また、認定農業者と土地改良区理事の女性割合の目標を新設し、それぞれ2025年度までに5・5%、10%とした。

1・18 第204通常国会が召集された。政府は、農水省の4法案の他、企業による農地所有特例の延長を盛り込む国家戦略特区法改正案などを提出予定。

1・20 農水省は、令和3年度第3次補正予算案を閣議決定。

1・21 農水省は、令和3年度第3次補正予算案を閣議決定。

1・22 農水省は、令和3年度第3次補正予算案を閣議決定。

1・23 農水省は、令和3年度第3次補正予算案を閣議決定。

1・24 農水省は、令和3年度第3次補正予算案を閣議決定。

1・25 農水省は、令和3年度第3次補正予算案を閣議決定。

1・26 農水省は、令和3年度第3次補正予算案を閣議決定。

1・27 農水省は、令和3年度第3次補正予算案を閣議決定。

1・28 農水省は、令和3年度第3次補正予算案を閣議決定。

1・29 農水省は、令和3年度第3次補正予算案を閣議決定。

1・30 農水省は、令和3年度第3次補正予算案を閣議決定。

農地利用状況調査

事情踏まえた農地の遊休化対策

泉佐野市農委

泉佐野市農業委員会（勝間富士男会長）は、9月から10月にかけて農地パトロールを実施。26日には長滝地区の農地パト

ロールを行い、勝間会長、地区担当農業委員1人、推進委員1人、農委事務局1人の計4人で巡回した。



地区担当委員から遊休化の状況を説明（泉佐野市）

巡回した長滝地区は、農地の多くが市街化調整区域であり、数軒規模の団の優良農地がいくつも見られ、特にキャベツやタマネギの生産が盛んな地域。この日は、地区に点在する遊休農地を重点的に調査した。巡回で確認した遊休農地は、不耕作から数年が経過して復元が難しい場合や、耕作条件が良いが民家の隣で騒音や臭い等住民への影響が懸念され遊休化した農地など遊休化に至る状況も様々。借り手

がない農地には「指導はするが、実際に耕作を再開するのは困難」と委員はため息をもらす。一方で昨年遊休化していた農地が、利用権設定に至ったケースもある。利活用が見込める農地については、どのようにして

委員全員参加でパトロール

高石市農委

高石市農業委員会（東口正一会長）は10月22日に、農地パトロールを実施した。農業委員13人（全員参加）、事務局3人で取石地区の市街化調整区域を巡回した。

多くは、適切に耕作されていたが、相続が原因で、不耕作になった農地が新たに確認された。今なら、草刈りをすればすぐに改善されるので、速やかに相続人を調べて指導することになった。委員からは、「遊休化した農地は草刈りをして、野焼きし

担い手に貸し出すかなどを検討していくとした。勝間会長は、「これまで市全体で遊休農地は少しずつ減少させてきた。個々の事情で解消が難しい農地もあるので、これ以上遊休農地が拡大しないよう、

農業委員会においても取組みが必要」と話す。また、人・農地プランの実質化については「所有者の意向を把握した地区から実施し、他地区にも計画的に広げたい」とした。（沼田）

が厳しい農地に農道を整備するため、地域でよく話し合っていた」と話した。（松岡）

づらい現状であり、刈った草の処分ができず、業者に頼めば、かなりの費用がかかる」と意見が出た。また巡回中に、農道に接していない、営農条件の厳しい団の農地を今後どうしていくか話し合われた。東口会長は、「全般的に遊休農地の状況は、あまり変わっておらず、継続して指導を行っていく。また、接道のない営農条件



地図を見ながら現地調査（高石市）

次世代に農地を残すために

豊中市農委

豊中市農業委員会(山田徹会長)は、10月1日から30日にかけて農地パトロールを実施。22日には熊野田地区の農地パトロールを行い、農業委員1人、

農委事務局2人の計3人で巡回した。豊中市は全域が市街化区域であり、この熊野田地区も住宅街の中に農地が点在している状況。パトロールに際して、地区担当の中尾常雄委員があらかじめ、巡回する経路を確認しており、「次は〇〇さんの農地に」と淀みなく指示を出していく。この日巡回した農地は多くが畑として耕作されているのが確認できた。



市の運営する貸農園を巡回(豊中市)

所有者が高齢であったり、病気で耕作が困難となっている農地についても貸農園として活用されている例が見られ、不耕作地についても、「貸農園や学童

農園などで活用できないか」など対応策を検討した。「街中の農地を守ることは、自然を残し景観を維持するために重要なこと」と話す中尾委員は、兄弟3人とも市内で営農するために自分も1人の農家として受け負える限りは、農地を借り受けたいと思うし、『とよロソ』(マクワウリ)や『トロッ

光(ぴー)」「(ナス)など地域のブランドを核にして地域農業を盛り上げていきたい」と意気込みを語った。(沼田)

地元委員の声かけが重要 枚方市農委

枚方市農業委員会(上山芳次会長)は、10月29日に、招提・樟葉地区の農地パトロールを行った。地区担当委員を含め4人、事務局2人で巡回を行った。事務局が用意した地図を基に問題のある農地を重点的に現地確認した。

現地確認した中には、リストに上がった農地で、トラクターを整備している姿が見られ、耕起したところは、きれいな農

地に回復していた場所も。地元委員の声かけの成果である。市街化区域では、住宅街で雑草が茂っている所、生産緑地で遊休化が懸念される所があった。委員からは、耕作者の病気、後継者や相続人が農業をしないのが主な原因であると説明があった。

上山会長は、「改善された農地もあるが、新たに不耕作になった農地もあり状況はあまり変わっていない。特に生産緑地は、保全管理ではなく、畝を立てて、作物を育ててもらおう。他

の一般農地は、少なくとも保全管理の状態になるよう指導したい。地元委員の声かけで従わない場合は、文書等で厳しく対処していく」と話した。(松岡)



市街化農地の調査(枚方市)

農大「ハートフル農業講座」

農福連携企業を見学

大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校と府教育庁教育振興室は12月21日、「ハートフル農業講座(実践農場編)」にて、農福連携に取り組むクボタサンベジファーム(株)の見学会を実施した。

同講座は、支援学校教員の農業に関する指導スキル向上を目的として令和元年度から農業大学校で開講している。今回はそれに加えて、障がい者雇用の農業現場を直接見てもらうことにより、支援学校生の農業分野での活躍をサポートすることを目指して、初めて行ったものであ

る。今年度は府内支援学校等高等部教員20名が受講している。見学先の親会社(株)クボタは、特例子会社クボタワークス(株)を立ち上げており、同社で府の協力のもと、水耕栽培による障がい者雇用の事業化を目指し、研究を行っている。試験販売等を経て、平成22年に河南町の35[㍓]の遊休農地を借り受け、クボタサンベジファーム(株)を設立。

現在は、16人の障がい者が雇用され、リーフレタス、ホウレンソウ等の栽培に従事している。



説明に耳を傾ける参加者

障がい者の受け入れで積極的に取り組んでいることは、「治具(※)の開発」で、既製品では解決できない部分の開発や施設の改良などを行っている。また、定期的に仕事の作業強度や

持久性等を調査し、作業の改善に取り組むことで、障がい者が働きやすい環境を整え、雇用の維持と労働意欲の向上を図っている。従業員数は年々増加。新しい販路の開拓が今後の課題

だ。

※障がい者が仕事をする際、業務をしやすくサポートする器具 (中島)

若手と農水職員Web意見交換

(公社)日本農業法人協会と農水省は、若手会員と中堅・若手職員との意見交換を実施し、12月22日から25日にかけて全国から45人が参加した。

意見交換会は参加者を若手に限定し、Webで実施することで参加のハードルを下げ、気軽かつタイムリーに交流できるように配慮。

23日には大阪から、おおきにアグリ(株)と(株)田中ぶどう園の2会員が参加。海外販路の拡大だけでなく国内消費の拡大対策にも目を向けるべきであることや、土地利用型農業と都市農業では単位面積当たりの雇用人数が異なることに着目した支援策が必要であること等について問題提起した。(田村)

府優秀農業者等選賞事業

府内3経営体が受賞

大阪府内において、長年にわたり、地域農業の発展に貢献している農業者及び農業者の団体等を表彰する「令和2年度大阪府農業生産・経営高度化優秀農

業者等選賞事業」で、3経営体が受賞した。

今回表彰されたのは、山口正勝氏(茨木市)、三浦淳氏(泉佐野市)、堀田清昭氏(交野市)。

山口氏は、就農を機に、れき



上から山口氏、三浦氏、堀田氏

耕での養液栽培を本格的に導入し、トマト、キュウリを栽培。新技術の習得に努め、養液の配合や栽培ベッドの改良、作型の変更など工夫を凝らし、安定生産を実現している。

また、収穫体験等の交流イベントを通じて、地元農業や栽培

組んでいる。堀田氏は、直売所出荷への転換を機に、少量多品目栽培に取り組み、年間収入の確保を実現している。

また、収穫体験や親子向け食育活動、マルシェ開催など地域住民との交流にも積極的に取り

組んでいる。稲刈りや芋掘り等の体験イベントを実施し、都市農業の魅力発信に尽力。さらに、交野ブランドのジャガイモ「かたのルビー」の生産者として、関係機関と連携し、量販店、市内飲食店のほか、加工品製造元への出荷等、ブランド化にも貢献している。(中島)

第58回常設審議委員会

感染拡大防止へ書面決議

大阪府農業会議は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応を図るため昨年4月6日開催の第28回臨時理事会(書面)の決議により、第58回常設審議委員会を書面により開催することに決定した。

常設審議委員27人に対し、議案書に補足説明事項を加筆して送付し、15農業委員会から意見聴取のあった22件、並びに大阪府知事から意見聴取のあった1件について、意見・質問を書面により依頼し、賛否を問うた。第1号議案の農地法第4条及

び第5条の規定に基づく意見聴取に回答する件、並びに第2号議案の農地法第18条の規定に基づく意見聴取に回答する件について、1月18日、全委員27人か

ら書面による賛成の意思表示があったため、その旨を全委員に報告するとともに高槻市、能勢町、池田市、和泉市、高石市、貝塚市、泉南市、阪南市、堺市、河内町、松原市、羽曳野市、八尾市、枚方市、交野市農業委員会の各会長に22件

(1万8625平方メートル)を並びに大阪府知事に1件(426平方メートル)を許可やむを得ないと認め、回答することに決定した。回答の内容は次のとおり。

第5条	18	1万1746
合計	22	1万8625
(農地区別別件数は、3種農地10件、2種農地12件)		
【第2号議案】		
第18条	1件	426平方メートル
(農地区分は、市街化区域内農地)		

農地台帳整備等で意見交換

第2回業務推進検討会

大阪府農業委員会職員協議会(会長・名越堺市農委事務局長)は12月10日、大阪市内・JABパルク大阪信連事務センターで令和2年度第2回農地法等業務推進検討会を開いた。

検討会では、府内の農地情報公開システムの整備状況について報告。また、農林水産省が令和4年度より導入を検討している「電子申請サービス」に伴い、最新の台帳データの整理、

公表が必要となっていることを説明した。これに関連し、農地法関連業務における不適切事例として、過去の事務手続きから農地台帳への記載が漏れ、農地パトロールの対象外になっていた農地の無断転用案件を協議。固定資産課税台帳と農地台帳との突合作

業を徹底するなど、農地台帳の適正な整備について意見交換した。続く各市町村農業委員会からの相談事例では、市街化区域内の転用届出の受理を認めない場合の取り扱いや、農家台帳情報の調査の実施方法等について意見交換した。(沼田)

病害虫に慌てない!

防除のコツを伝授

ナミハダニ

ナミハダニは、多くの殺ダニ剤に対して抵抗性を発達させており、防除が非常に難しい害虫です。その成虫や幼虫(写真)が、イチゴやナスなどの野菜に加えて、果樹や花き類など、さまざまな作物を害します。

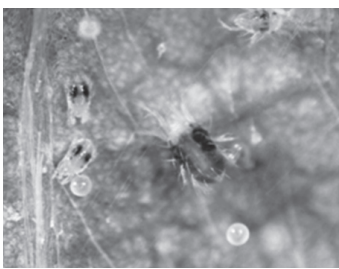
成虫・幼虫ともに薄い黄緑色で、体長0.5〜1mmと非常に小さいです。成虫や幼虫が集団で葉の汁を吸い、吸われた部分は色が抜けてカスリ状の白い斑点になります。多発すると葉が全体的に白っぽくなったり、部分的に黄色くなったりして、ひどい場合は葉が枯死したり早期に落葉します。また、多発すると、本虫が出したクモの糸のよう

なものが葉や新芽に絡みつきます。本虫は高温・乾燥を好み、条件が揃うと爆発的に増殖します。春から秋にかけて多く発生しますが、施設内では冬でも寄生がみられます。その防除では、葉の被害を見つけたら早急に薬剤散布することが重要です。その際は、本虫が寄生する葉の裏にも薬剤がかかるように丁寧に散布してください。なお、本虫は殺ダニ剤に対する抵抗性を発達させやすいため、異なる系統の殺ダニ剤を輪番

色で、体長0.5〜1mmと非常に小さいです。成虫や幼虫が集団

本虫は高温・乾燥を好み、条件が揃うと爆発的に増殖します。春から秋にかけて多く発生

(ローテーション)で使用してください。(大阪府環境農林水産総合研究所提供)



ナミハダニ(中央:雌成虫、左:幼虫)(原図:大阪府立環境農林水産総合研究所)

大東市で農委研修

大東市農業委員会(橋本順昭会長)は1月6日、同市立市民会館内で農業委員会研修会を開催した。

農業会議からは鈴木専務理事兼事務局長が出席し、農業・農業委員会をめぐる情勢について報告した。



「大阪産(もん)」新商品誕生!

商品開発コンテスト

昨年12月19日、辻学園調理・製菓専門学校/辻学園栄養専門学校が開発した大阪産(もん)商品のコンテスト、「第7回食のプロデューサー養成講座(※)商品開発コンテストグランプリ審査会」が開催され、開発に携わった45人の生徒が参加した。

開会にあたり、府環境農林水産部流通対策室藤洋一課長は「地産地消を意識し、大阪産食材を用いることで生産者を元気にできる。本講座を通して魅力を知ってほしい」と挨拶。今回のテーマは「40代主婦が選ぶプチ贅沢をコンセプトとしたパスタソース」。生徒らは、

大阪産の泉州玉ねぎ、難波葱、なにわ黒牛などを使った9つの商品を披露した。

最優秀賞には、商品化のしやすさやテーマとの整合性などの点から、なにわ黒牛を用いたトマト風味の洋風ソース「ぎゅーっとおさか」が選ばれ、表彰された。今後は民間企業の協力を得て、実際に商品化し一般販売を目指していく。

大阪府は、府内の農産物などを「大阪産」として普及やPRを行っており、大阪産を用いた地産地消に係る教育活動を支援している。

※食について生産、加工、流通・販売などトータルプロデューサーができる人材の育成を目的に、辻学園調理・製菓専門学校/辻学園栄養専門学校が実施する講座



会場の様子

一般社団法人日本野菜ソムリエ協会は今年、創立20周年を迎え、全国に6万人近くの有資格者がいる。筆者は「野菜ソムリエ」として活動を始めて14年目。「大阪産(もん)」や「なにわの伝統野菜」に魅了され、いつしか府内や首都圏でPRする仕事 라이프ワークになった。



大阪の農産物に魅了されて 野菜ソムリエ上級プロ 廣江 美和子

「大阪産」の「菊菜」は、令和元年に、収穫量、出荷量ともに大阪府が全国一位に返り咲いた。一般的には春に花が咲くので「春菊」と呼ぶが、大阪では葉を食べる菊なので「菊菜」と言われている。ちなみに大阪

油成分からなり、消化促進や胃もたれを防ぐとも言われている。ビタミン、ミネラルの宝庫でまさに「和風のハーブ」だ。菊菜のオススメ料理は、カルパッチョ。流水でしっかりと洗った生の菊菜を手でちぎり、鯛など白身魚の刺身と、オリーブ

業は絶好の条件。全国一位も頷ける。何よりも、旬の時期に地元野菜を食べることは栄養価も高く一番の健康法だ。「菊菜」をはじめとする「大阪産」を、もっともっと食べていただきたいと思う。

100年以上前から大阪で育てられ食されてきた「なにわの伝統野菜」に、平成29年18番目に認証された「難波葱」は、全国の葱のルーツとも言われ、濃厚な甘みととろみが滋味深く、毎年秋季の旬を楽しみにしている。先日、クラウドファンディングで「難波葱スープ」「難波葱ごはん」の加工品が誕生し、新型コロナウイルス感染が拡大する中、医療従事者に感謝を込めて無償提供された。今まで作り続けてきた

さった生産者や尽力された各団体に感謝しつつ、ぜひ次世代へとバトンが繋がるように魅力をアピールしていきたい。

大阪には個性的な生産者が多く、丹精を込めて作った野菜や果物は必ず独自の魅力を持っている。畑でかじった野菜の美味

◆筆者の紹介(ひろえ みわこ)

野菜ソムリエ上級プロ。なにわの伝統野菜研究会会員。都島区食生活改善推進員協議会・副代表。マスコミで15年間、CMやテレビ番組の制作を経験。野菜果物と食の情報発信「ベジフルMaar」主宰。イベント運営、講師、レシピ開発など「食のプロデューサー」として活動中。